



発行 新潟県

第 17 号

平成29年3月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 200 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 201 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 202 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退届（福祉保健課）
- 203 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 204 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 205 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 206 道路の区域変更（道路管理課）
- 207 道路の供用開始（道路管理課）
- 208 道路の区域変更（道路管理課）
- 209 道路の供用開始（道路管理課）
- 210 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 211 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 212 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

公 告

- 平成29年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 平成29年度技能検定（随時3級、基礎1級及び基礎2級）の実施（職業能力開発課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会規則

- 4 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（運転免許センター）



◎新潟県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局上越下門前店	上越市下門前1653	平成29年2月1日
新光歯科クリニック	三条市新光町14-1	平成29年1月1日
青葉デンタルクリニック	三条市西本成寺1丁目24番25号	平成29年1月1日
医療法人社団 高橋歯科医院	柏崎市中央町8-13	平成28年10月1日
北越病院	新発田市緑町2-20-19	平成29年1月1日
グリーン薬局	佐渡市泉1348番地	平成29年2月14日
長岡おとな・子ども歯科クリニック	長岡市表町2丁目2-21 ながおか町口御門1階	平成28年11月22日

◎新潟県告示第201号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡久薬局	三条市仲之町1番5号	平成29年1月1日

◎新潟県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
長岡おとな・子ども歯科クリニック	長岡市表町2丁目2-21 ながおか町口御門1階	平成29年1月20日

◎新潟県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
-----	-------	------------------	-----------

ウエルシア薬局 上越下門前店	上越市下門前1653	育成医療・更生医療	平成29年3月1日
みなみ調剤薬局 喜多町店	長岡市喜多町土地区画 整理事業地内5-2-1	育成医療・更生医療	平成29年3月1日

◎新潟県告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
いしぞね薬局	五泉市石曾根7991-1	育成医療・更生医療	平成29年3月1日
大山薬局 三交店	上越市新光町3-11-17	育成医療・更生医療	平成29年3月1日
みなと調剤薬局	上越市港町1丁目27-3	育成医療・更生医療	平成29年3月1日
ウエルシア薬局 新潟水原店	阿賀野市中島町1258-7	育成医療・更生医療	平成29年3月1日
西本町調剤薬局	胎内市西本町12-2	育成医療・更生医療	平成29年3月1日

◎新潟県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	住 所	担当する医療の 種 類	廃止年月日
みなみ調剤薬局 阿賀野店	阿賀野市下条町12-50	育成医療・更生医療	平成27年3月31日

◎新潟県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙照寺佐和田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市二宮字加賀次郎809番1から	新	14.0～14.0メートル	49.3メートル
同市二宮字加賀次郎806番1まで	旧	10.2～14.0メートル	49.6メートル

◎新潟県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 妙照寺佐和田線
- 2 供用開始の区間
佐渡市二宮字加賀次郎809番1から同市二宮字加賀次郎806番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月3日

◎新潟県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字結東寅119番1から	新	5.2～35.2メートル	361.9メートル
同郡同町大字結東寅49番1まで	旧	5.5～31.0メートル	361.3メートル

◎新潟県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字結東寅119番1から同郡同町大字結東寅49番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月3日

◎新潟県告示第210号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月3日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川大倉川水系大倉川
- 2 河川管理施設の名称または種類
大倉川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
 - (1) 佐渡市大倉351番地先から同市大倉356番3地内まで
 - (2) 佐渡市大倉908番3地内から同市大倉908番1地内まで
 - (3) 佐渡市大倉368番2地内から同市大倉557番3地内まで
 - (4) 佐渡市大倉551番2地内から同市大倉546番3地内まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 佐渡市長 三浦 基裕
住所 佐渡市千種232番地
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成28年11月11日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・43号榎山町亀貝線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 事業施行期間
平成18年11月7日から平成30年3月31日まで

◎新潟県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 施行者の名称

新潟市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・4・506号寺山公園
- 3 事業施行期間
平成24年3月6日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

平成29年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 等級別実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、電子機器組立て、建築大工、左官、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 在校生以外

17,000円（ただし、婦人子供服製造については14,100円）

(イ) 在校生

11,300円（ただし、婦人子供服製造については9,400円）

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ 実施期日

平成29年6月5日（月）から平成29年9月10日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成29年5月29日（月）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 平成29年7月16日（日）に実施する職種

3級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、左官、商品装飾展示及びフラワー装飾

(イ) 平成29年8月20日（日）に実施する職種

1級及び2級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工及び塗装

(ロ) 平成29年8月27日（日）に実施する職種

1級及び2級

粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

(ハ) 平成29年9月3日（日）に実施する職種

a 1級及び2級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

b 単一等級

路面標示施工

ウ 実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(ア) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鑑西1丁目11番2号

(イ) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番2

(ロ) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉3丁目1番1号

(ハ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成29年4月3日(月)から平成29年4月14日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)のイに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、3級に係るものについては平成29年8月25日(金)、その他の等級については平成29年9月29日(金)付けの新潟県報でそれぞれ公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については新潟県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話025-280-5263)へ問い合わせること。

平成29年度技能検定(随時3級、基礎1級及び基礎2級)の実施について(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成29年3月3日

新潟県知事 米山 隆一

1 等級別実施職種

(1) 随時3級

さく井(パーカッション式さく井工事に係るものに限る。)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金(内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。)、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造(靴下製造に係るものに限る。)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、印刷、製本、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、塗装(金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽

極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

17,000円（ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円）

イ 実施期日

実技試験は、平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ 随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

ウ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

エ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したのものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

7 その他

本公告の3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年3月3日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 医療ガス設備保守点検業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2に基づき、同法施行規則第9条の13に規定する要件を満足できる者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成29年3月15日(水)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午後2時30分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、汚水処理設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年3月3日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 業務の件名及び数量

新潟県立中央病院 汚水処理設備保守点検業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年新潟県条例第34号)により浄化槽保守点検業を営もうとする区域を上越市若しくは旧上越市として新潟県知事の登録を受けていること。

(7) 当該業務において、点検可能な浄化槽管理技術者を業務に配置できること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成29年3月15日(水)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午後2時00分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、構内環境整備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年3月3日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 構内環境整備業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の構内環境整備業務を、平成25年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限
平成29年3月15日(水)午後1時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成29年3月24日(金)午前11時30分
新潟県立中央病院 講堂3
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 暴力団等の排除
 - ア 誓約書の提出
契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
 - (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
 - (10) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、中央滅菌材料室等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年3月3日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
新潟県立中央病院 中央滅菌材料室等業務委託一式
 - (2) 調達案件の仕様等
-

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。

(7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている滅菌センターを有するものであること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成29年3月15日(水)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午後1時30分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 暴力団等の排除
 - ア 誓約書の提出
契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年3月3日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
A重油1種1号 単価契約 年間約370,000リットル
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及びA重油購入仕様書による。
- (3) 納入期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院(地下貯蔵タンク)
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115
- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年3月17日(金)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午前11時00分

新潟県立十日町病院 3階 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第4号

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動後別表号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)	(略)	(略)	(略)
道 路 交 通 法 関 係	(1)～(87) (略) <u>(88)</u> <u>道交法第101条の7第1項の規定</u> <u>による臨時認知機能検査の実施</u> <u>(89)</u> <u>道交法第101条の7第2項の規定</u> <u>による臨時認知機能検査の通知</u> <u>(90)</u> <u>道交法第101条の7第5項の規定</u> <u>による臨時高齢者講習の通知</u> <u>(91)</u> (略) <u>(92)</u> (略) <u>(93)</u> (略) <u>(94)</u> (略) <u>(95)</u> (略) <u>(96)</u> (略) <u>(97)</u> (略) <u>(98)</u> (略) <u>(99)</u> (略) <u>(100)</u> (略) <u>(101)</u> (略) <u>(102)</u> (略) <u>(103)</u> (略) <u>(104)</u> (略) <u>(105)</u> (略) <u>(106)</u> (略) <u>(107)</u> (略) <u>(108)</u> (略) <u>(109)</u> (略) <u>(110)</u> (略) <u>(111)</u> (略) <u>(112)</u> (略) <u>(113)</u> (略) <u>(114)</u> (略) <u>(115)</u> (略) <u>(116)</u> (略)	道 路 交 通 法 関 係	(1)～(87) (略) <u>(88)</u> (略) <u>(89)</u> (略) <u>(90)</u> (略) <u>(91)</u> (略) <u>(92)</u> (略) <u>(93)</u> (略) <u>(94)</u> (略) <u>(95)</u> (略) <u>(96)</u> (略) <u>(97)</u> (略) <u>(98)</u> (略) <u>(99)</u> (略) <u>(100)</u> (略) <u>(101)</u> (略) <u>(102)</u> (略) <u>(103)</u> (略) <u>(104)</u> (略) <u>(105)</u> (略) <u>(106)</u> (略) <u>(107)</u> (略) <u>(108)</u> (略) <u>(109)</u> (略) <u>(110)</u> (略) <u>(111)</u> (略) <u>(112)</u> (略) <u>(113)</u> (略)

(117) (略)
(118) (略)
(119) (略)
(120) (略)
(121) (略)
(122) (略)
(123) (略)
(124) (略)
(125) (略)
(126) (略)
(127) (略)
(128) (略)
(129) (略)
(130) (略)
(131) (略)
(132) (略)
(133) (略)
(134) (略)
(135) (略)
(136) (略)
(137) (略)
(138) (略)
(139) (略)
(140) (略)
(141) (略)
(142) (略)
(143) (略)
(144) (略)
(145) (略)
(146) (略)
(147) (略)
(148) (略)
(149) (略)
(150) (略)
(151) (略)
(152) (略)
(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)
(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)
(164) (略)
(165) (略)
(166) (略)

(114) (略)
(115) (略)
(116) (略)
(117) (略)
(118) (略)
(119) (略)
(120) (略)
(121) (略)
(122) (略)
(123) (略)
(124) (略)
(125) (略)
(126) (略)
(127) (略)
(128) (略)
(129) (略)
(130) (略)
(131) (略)
(132) (略)
(133) (略)
(134) (略)
(135) (略)
(136) (略)
(137) (略)
(138) (略)
(139) (略)
(140) (略)
(141) (略)
(142) (略)
(143) (略)
(144) (略)
(145) (略)
(146) (略)
(147) (略)
(148) (略)
(149) (略)
(150) (略)
(151) (略)
(152) (略)
(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)
(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)

<u>(167)</u> (略)	<u>(164)</u> (略)
<u>(168)</u> (略)	<u>(165)</u> (略)
<u>(169)</u> (略)	<u>(166)</u> (略)
<u>(170)</u> (略)	<u>(167)</u> (略)
<u>(171)</u> (略)	<u>(168)</u> (略)
<u>(172)</u> (略)	<u>(169)</u> (略)
<u>(173)</u> (略)	<u>(170)</u> (略)
<u>(174)</u> (略)	<u>(171)</u> (略)
<u>(175)</u> (略)	<u>(172)</u> (略)
<u>(176)</u> (略)	<u>(173)</u> (略)
<u>(177)</u> (略)	<u>(174)</u> (略)
<u>(178)</u> (略)	<u>(175)</u> (略)
<u>(179)</u> (略)	<u>(176)</u> (略)
<u>(180)</u> (略)	<u>(177)</u> (略)
<u>(181)</u> (略)	<u>(178)</u> (略)
<u>(182)</u> (略)	<u>(179)</u> (略)
<u>(183)</u> (略)	<u>(180)</u> (略)
<u>(184)</u> (略)	<u>(181)</u> (略)
<u>(185)</u> (略)	<u>(182)</u> (略)
<u>(186)</u> (略)	<u>(183)</u> (略)
<u>(187)</u> (略)	<u>(184)</u> (略)
<u>(188)</u> (略)	<u>(185)</u> (略)
<u>(189)</u> (略)	<u>(186)</u> (略)
<u>(190)</u> (略)	<u>(187)</u> (略)
<u>(191)</u> (略)	<u>(188)</u> (略)
<u>(192)</u> (略)	<u>(189)</u> (略)
<u>(193)</u> (略)	<u>(190)</u> (略)
<u>(194)</u> (略)	<u>(191)</u> (略)
<u>(195)</u> (略)	<u>(192)</u> (略)
<u>(196)</u> (略)	<u>(193)</u> (略)
<u>(197)</u> (略)	<u>(194)</u> (略)
<u>(198)</u> (略)	<u>(195)</u> (略)
<u>(199)</u> (略)	<u>(196)</u> (略)
<u>(200)</u> (略)	<u>(197)</u> (略)
<u>(201)</u> (略)	<u>(198)</u> (略)
<u>(202)</u> (略)	<u>(199)</u> (略)
<u>(203)</u> (略)	<u>(200)</u> (略)
<u>(204)</u> (略)	<u>(201)</u> (略)
<u>(205)</u> (略)	<u>(202)</u> (略)
<u>(206)</u> (略)	<u>(203)</u> (略)
<u>(207)</u> (略)	<u>(204)</u> (略)
<u>(208)</u> (略)	<u>(205)</u> (略)
<u>(209)</u> (略)	<u>(206)</u> (略)
<u>(210)</u> (略)	<u>(207)</u> (略)
<u>(211)</u> (略)	<u>(208)</u> (略)
<u>(212)</u> (略)	<u>(209)</u> (略)
<u>(213)</u> (略)	<u>(210)</u> (略)
<u>(214)</u> (略)	<u>(211)</u> (略)
<u>(215)</u> (略)	<u>(212)</u> (略)
<u>(216)</u> (略)	<u>(213)</u> (略)

(略)	(略)
-----	-----

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、<u>準中型自動車</u>、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(試験の場所等)</p> <p>第20条 運転免許試験(以下「免許試験」という。)及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験(以下「再試験」という。)は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>佐渡市中原</u> <u>運転免許センター佐渡支所</u>(以下「佐渡支所」という。)</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度、<u>運転免許センター長</u>が指定する場所</p> <p>(免許申請書等の提出等)</p> <p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。この場合において、同条第4号の場所において免許試験又は再試験を受けようとする者は、<u>事前申込書</u>をあらかじめ同</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(試験の場所等)</p> <p>第20条 運転免許試験(以下「免許試験」という。)及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験(以下「再試験」という。)は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>定期的に免許試験を行うため告示した場所</u></p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度指定する場所</p> <p>(免許申請書等の提出等)</p> <p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。この場合において、同条第4号の場所において免許試験又は再試験を受けようとする者は、<u>別記様式第10の申込書</u>をあ</p>

条第1号又は第4号に掲げる場所に提出しなければならない。

2 公安委員会は前項後段の申込書を受理したときは、試験の日時及び場所を指定するものとする。

3 事前申込書の様式並びに試験の日時及び場所の通知方法については、運転免許センター長が別に定めるものとする。

(診断書の提出命令等)

第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定に基づき適性検査の受検を命ずる場合にあつては適性検査受検命令書(別記様式第10)を交付して行い、診断書の提出を命ずる場合にあつては診断書提出命令書(別記様式第10の2)を交付して行うものとする。

(更新申請場所等)

第24条の2 (略)

2 (略)

3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。

4・5 (略)

別記様式第10

(略)

別記様式第10の2

(略)

別記様式第11

第 号	運転免許試験合格決定取消通知書
	年 月 日
住 所	殿
	新潟県公安委員会 印
<p>道路交通法第97条の3第1項の規定により、 次の試験に係る合格の決定を取り消したので通</p>	

らかじめ同条第1号に掲げる場所に提出しなければならない。

2 公安委員会は前項後段の申込書を受理したときは、別記様式第10の2の通知書により試験の日時及び場所を指定するものとする。

(診断書の提出命令等)

第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定に基づき適性検査の受検を命ずる場合にあつては適性検査受検命令書(別記様式第10の3)を交付して行い、診断書の提出を命ずる場合にあつては診断書提出命令書(別記様式第10の4)を交付して行うものとする。

(更新申請場所等)

第24条の2 (略)

2 (略)

3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、運転免許センター佐渡支所(以下「佐渡支所」という。)、各警察署、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。

4・5 (略)

別記様式第10

(略)

別記様式第10の2

(略)

別記様式第10の3

(略)

別記様式第10の4

(略)

別記様式第11

運転免許試験合格決定取消通知書
年 月 日
住 所
殿
新潟県公安委員会 印
<p>下記の理由によりあなたの運転免許試験合格の決定を取り消したので通知しま</p>

<p>知します。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第11の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第 号 運転免許試験受験停止通知書 年 月 日</p> <p>住 所 殿 新潟県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第97条の3第3項の規定により、 次のとおり運転免許試験の受験を停止するので 通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 25%;">受験停止の期間</td> <td>自 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>至 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>処 分 理 由</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(略)</p>	受験停止の期間	自 年 月 日		至 年 月 日	処 分 理 由		<p>す。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第11の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">受験停止通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 殿 新潟県公安委員会 印</p> <p>あなたは、運転免許を受験した際、不正を行ったから 年 月 日まで 運転免許試験の受験を停止します。</p> </div> <p>(略)</p>
受験停止の期間	自 年 月 日						
	至 年 月 日						
処 分 理 由							

第3条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。
 別記様式第7の9、別記様式第7の10及び別記様式第14を次のように改める。

別記様式第7の9

緊急自動車運転資格審査申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 新潟県公安委員会 殿															
氏名・生年月日									年 月 日生						
住 所															
審査に係る緊急自動車の種類			中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪												
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会												
	交付年月日		年 月 日			有効期限		年 月 日							
	免許証番号		第 号												
	第一種免許	二・小・原		年 月 日											
		その他		年 月 日											
	第二種免許		年 月 日												
	免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	けん	大	中	普	大
免許の条件															
緊急自動車の使用者			所在地												
			職 名												
			氏 名			印									

備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(細則第15条)

別記様式第7の10

緊急自動車運転資格記載申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 新潟県公安委員会 殿																
氏名・生年月日															年 月 日生	
記載申請の理由			運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 運転免許証を再交付されたため その他													
審査合格年月日			年 月 日													
審査公安委員会			公安委員会													
緊急自動車の種類			中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会													
	交付年月日		年 月 日				有効期限		年 月 日							
	免許証番号		第 号													
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
緊急自動車の使用者			所在地													
			職 名													
			氏 名			印										

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。
- 3 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(細則第15条)

別記様式第14

取消処分者講習申請書																
年 月 日																
新潟県公安委員会 殿																
氏名・生年月日						年 月 日生										
住 所																
免許欠格期間満了の日			年 月 日													
取消前に取得していた免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん 引二
交付公安委員会		公安委員会														
希望する講習の車種		四 二 原 輪 輪 付							※講習 手数料		年 月 日 納 入 済					
※ 講 習 日		年 月 日														
		年 月 日														
※ 講 習 場 所																
		取扱者印														

備考 1 氏名、生年月日及び住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2 写真(講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を2枚添付すること。

3 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。

(細則第26条)

(講習の実施に関する規則の一部改正)

第4条 講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員の資格要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大型自動車、中型自動車、<u>準中型自動車</u>又は普通自動車を運転することができる運転免許を現に有し、かつ、当該自動車の運転の経験が通算して3年以上の者であること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 大型車講習、中型車講習、<u>準中型車講習</u>、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、<u>準中型旅客車講習</u>及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>a <u>準中型自動車</u>又は普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>b <u>準中型自動車</u>又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する</p>	<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員の資格要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大型自動車、中型自動車又は普通自動車を運転することができる運転免許を現に有し、かつ、当該自動車の運転の経験が通算して3年以上の者であること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>a 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識</p>

<p>る技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>c (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、<u>公安委員会が指定する研修(認知機能検査導入に伴うもの(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。))を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)施行に伴う補充講習(以下「補充講習」という。)を受けていること。平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、平成29年3月11日以前に高齢者講習指導員であつたものについては、補充講習を受けていること。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(講習指導員の認定申請等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、審査の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 大型車講習、中型車講習、<u>準中型車講習</u>、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、教育指導員資格者証を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別記様式第1号 (第4条の2関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">講習指導員認定申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>大型、中型、準中型及び普通免許の運転経験年数</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		講習指導員認定申請書		(略)		大型、中型、準中型及び普通免許の運転経験年数	(略)	(略)		<p>の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>c (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、<u>公安委員会が指定する研修(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。))を受けていること。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(講習指導員の認定申請等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、審査の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、教育指導員資格者証を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別記様式第1号 (第4条の2関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">講習指導員認定申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>大型、普通免許の運転経験年数</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		講習指導員認定申請書		(略)		大型、普通免許の運転経験年数	(略)	(略)	
(略)																					
講習指導員認定申請書																					
(略)																					
大型、中型、準中型及び普通免許の運転経験年数	(略)																				
(略)																					
(略)																					
講習指導員認定申請書																					
(略)																					
大型、普通免許の運転経験年数	(略)																				
(略)																					

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第5条 認知機能検査の実施に関する規則(平成21年新潟県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第97条の2第1項第3号イ若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第3項</u>の規定による認知機能検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項</u>の規定による認知機能検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。